

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社安藤・間			コード	1719		
提出日	2025/5/23		異動（予定）日	2025/6/27			
独立役員届出書の提出理由	2025年6月27日開催予定の定期株主総会において社外役員の選任議案が付議されるため						
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）							

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし	
1	藤田 正美	社外取締役	○									○				訂正・変更	有
2	北川 真理子	社外取締役	○									○				訂正・変更	有
3	桑山 三恵子	社外取締役	○													○	有
4	望月 晴文	社外取締役	○													○	有
5	川口 理恵	社外取締役	○													○	有
6	伊藤 勝彦	社外取締役	○													○	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	藤田正美氏は、当社の取引先である新光電気工業株式会社の代表取締役会長であり、過去3年間の同社と当社との取引金額は、2022年度の同社からの当社連結売上高は2.1%程度、2023年度の同社からの当社連結売上高は0.2%程度、2024年度の同社からの当社連結売上高は0.1%未満、当社からの同社売上高はいずれの年度もありません。	藤田正美氏は、当社の主たる事業である建設事業とは異なる事業を行う企業において、経営に携わっており、豊富な経験と見識等を有しております。同氏は、取締役の職務を中立的かつ客観的に遂行し、経営の透明性を高め、コーポレート・ガバナンスの一層の強化等に貢献すると判断し、社外取締役に選任するとともに、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員として指定しております。
2	北川真理子氏は、当社の取引先である月島倉庫株式会社の代表取締役社長であり、過去3年間の同社と当社との取引金額は、2022年度の同社からの当社連結売上高ではなく、2023年度の同社からの当社連結売上高は0.1%未満、2024年度の同社からの当社連結売上高ではなく、当社からの同社売上高はいずれの年度も0.2%程度です。	北川真理子氏は、当社の主たる事業である建設事業とは異なる事業を行う企業において、経営に携わっており、豊富な経験と見識等を有しております。同氏は、取締役の職務を中立的かつ客観的に遂行し、経営の透明性を高め、コーポレート・ガバナンスの一層の強化等に貢献すると判断し、社外取締役に選任するとともに、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員として指定しております。
3	該当事項はありません。	桑山三恵子氏は、企業経営の研究に従事し、専門的な知識に加えて、他企業の豊富な業務経験および社外取締役としての経験と見識等を有しております。同氏は、取締役の職務を中立的かつ客観的に遂行し、経営の透明性を高め、コーポレート・ガバナンスの一層の強化等に貢献すると判断し、社外取締役に選任するとともに、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員として指定しております。
4	該当事項はありません。	望月晴文氏は、行政機関において要職を歴任し、行政分野等における豊富な知識と高い見識等に加え、企業経営者としての経験と見識等を有しております。同氏は、取締役の職務を中立的かつ客観的に遂行し、経営の透明性を高め、コーポレート・ガバナンスの一層の強化等に貢献すると判断し、社外取締役に選任するとともに、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員として指定しております。
5	該当事項はありません。	川口理恵氏は、当社の主たる事業である建設事業とは異なる事業を行う企業において、経営に携わっており、豊富な経験と見識等を有えて、税理士等としての専門的な知識と経験等を有しております。同氏は、取締役の職務を中立的かつ客観的に遂行し、当社の経営の監査・監督機能の強化に貢献すると判断し、監査等委員である社外取締役に選任するとともに、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員として指定しております。
6	該当事項はありません。	伊藤勝彦氏は、弁護士として培われた専門的な知識と長年の経験等に加えて、他の会社の監査役や監査等委員として監査の知見を有しております。同氏は、取締役の職務を中立的かつ客観的に遂行し、当社の経営の監査・監督機能の強化に貢献すると判断し、監査等委員である社外取締役に選任するとともに、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員として指定しております。

4. 補足説明

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f. g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。